

技術流出と不正競争防止法

令和 6 年 2 月

経済産業省 知的財産政策室

1. 営業秘密侵害罪

■ 概要

不正競争防止法では、「営業秘密」に対する様々な不正行為を不正競争と定めて、違反・侵害に対し、違反者への罰則（刑事措置）を規定している。

■ 主な対象行為

- 図利加害目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為によって、営業秘密を不正に取得・使用・開示する行為（例：産業スパイによる営業秘密の不正窃取）
- 営業秘密を保有者から示された者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、（イ）媒体等の横領、（ロ）複製の作成、（ハ）消去義務違反＋仮装、のいずれかの方法により営業秘密を領得・使用・開示する行為（例：従業員による営業秘密の持ち出し）
 - 「不正の利益を得る目的」とは、公序良俗又は信義則に反する形で不当な利益を図る目的のことをいい、自ら不正の利益を得る目的（自己図利目的）のみならず、第三者※に不正の利益を得させる目的（第三者図利目的）も含まれる。

※ 「第三者」には、ライバル関係にある企業・研究機関などだけでなく、外国政府機関・関係者なども含まれ、これらの相手への開示なども処罰の対象となる。

■ 国外犯処罰

日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密については、日本国外での不正取得・不正使用・不正開示行為も処罰対象。

■ 法定刑

自然人：10年以下の懲役若しくは2,000万円（海外使用等は3,000万円）以下の罰金
又はその併科

法人：5億円（海外使用等は10億円）以下の罰金

2. 技術流出に対する不正競争防止法による対処

- 海外への技術流出に対して、不正競争防止法によって適切に対処できるよう、累次法改正を行い、①目的規定の改正や②国外犯処罰規定の創設・拡大等を行ってきた。

① 目的規定の改正について

- 平成21年改正により、外国政府を利する目的等による営業秘密の不正な使用・開示等がその対象となるよう、営業秘密秘密侵害罪の目的要件を「不正の競争の目的」から「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的」（図利加害目的）に改めた。

② 国外犯処罰規定の創設・拡大について

- 平成17年改正により、営業秘密の日本国外での不正使用・開示行為のみを処罰対象とした。
- それに加えて、平成27年改正により、海外からの侵害（特に海外からの営業秘密不正取得行為）に対して広く刑事罰の抑止力をもって保護する必要から、不正取得・領得行為にまで拡大した。また、日本国外での侵害行為（不正開示・不正使用等）に対して、通常よりも重く処罰が可能とする規定（海外重罰規定）を導入した。

3. 逐条解説による解釈の明確化

■ 問題意識

- 我が国企業・研究機関から海外への技術流出が、依然として続いている。
- こうした中、外国の法令遵守のために、日本の不正競争防止法に違反する行為がなされる可能性が懸念される。
- 技術流出事案に適切に対応するため、以下の点を明確にする必要がある。
 - ① 外国政府を利する目的は「図利」目的（主観的構成要件）に該当する。
 - ② 外国法令に基づく行為であること自体は違法性阻却事由に該当しない。



■ 逐条解説における対応

- ① 平成21年改正により目的要件を「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的」（図利加害目的）に改めた際に、逐条解説において、以下の点を明記した。
 - 「不正の利益を得る目的」とは、自ら不正の利益を得る目的のみならず、外国政府・関係者を含む第三者に不正の利益を得させる目的も含まれる。
- ② 逐条解説中の海外重罰の対象となる「開示」に関して、以下のような文言を追記し、解釈の明確化を図る予定。（2024年3月末公表予定）
 - 営業秘密侵害罪について、当該行為が、政府に対して情報提供を義務付けることを内容とする外国の法令に基づく行為であることの一事をもって、違法性が阻却されるものではない。